

議案第 57 号

専決処分について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次の事件について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市市税条例の一部を改正する条例制定について

## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

甲府市長 樋 口 雄 一

### 1 専決処分する事項

甲府市市税条例の一部を改正する条例制定について

### 2 専決処分する理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、甲府市市税条例を直ちに改正する必要があるが、市議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

## 甲府市市税条例の一部を改正する条例

甲府市市税条例（昭和25年8月条例第29号）の一部を次のように改正する。

第10条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第15条中「、第62条の7第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第62条の7第1項の申告書、」を削る。

第26条の2第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第62条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第62条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第62条の2第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第62条の2第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第62条の4から第62条の9までを削る。

第63条（見出しを含む。）、第64条（見出しを含む。）、第65条（見出しを含む。）及び第65条の3（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第66条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第66条の2の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第67条（見出しを含む。）、第67条の2（見出しを含む。）及び第67条の3（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第68条第2項中「第62条第3項ただし書」を「第62条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第5条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第15項を第12項とし、第16項を第13項とする。

附則第5条の3第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附則第11条の2から附則第11条の6までを削る。

附則第12条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度

分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第12条の2見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第15条中「第9項、第13項、第15項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項、第33項、第37項若しくは第44項」を「第8項、第12項、第14項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項、第32項、第36項若しくは第43項」に改める。

附則第19条の3前の見出し及び同条を削る。

附則第19条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項」を「には、法附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第19条の3の2第1項」を「附則第19条の3第1項」に改め、同条を附則第19条の3とする。

附則第20条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第19条の3の2第1項」を削る。

附則第21条第3項第2号、附則第22条第3項第2号、附則第23条第5項第2号及び附則第25条第3項第2号中「、附則第19条の3第1項及び附則第19条の3の2第1項」を「及び附則第19条の3第1項」に改める。

附則第26条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第26条の3第2項第2号及び附則第26条の4第2項第2号中「、附則第19条の3第1項及び附則第19条の3の2第1項」を「及び附則第19条の3第1項」に改める。

附則第26条の5第2項第2号、同条第5項第2号、附則第26条の6第2項第2号及び同条第5項第2号中「、第19条の3第1項及び第19条の3の2第1項」を「及び第19条の3第1項」に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の甲府市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 4 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。
- 5 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 6 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(甲府市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 7 甲府市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年6月条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。